

2025 年度 第 1 回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2025 年 7 月 24 日 (木)

愛知県障害者自立支援協議会

2025 年度愛知県障害者自立支援協議会 議事録

- 1 日時 令和7年7月24日（木） 午前10時から正午まで
- 2 場所 愛知県自治センター12階 会議室E
- 3 出席者

石田洋子委員、内村紀子委員、江川和郎委員、大岩資幸委員、神谷しのぶ委員（代理出席：松本委員）、木本光宣委員、黒川高良委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高木慶太委員、辻川幸博委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、三浦清邦委員、石田洋子委員、渡邊久佳委員

4 議事録

<開会>

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、2025年度第1回愛知県障害者自立支援協議会を開催いたします。

まず、開催にあたり愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮からご挨拶申し上げます。

<障害福祉課長挨拶>

今宮課長

皆さんおはようございます。愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮と申します。

2025年度第1回愛知県障害者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、2025年度第1回の愛知県障害者自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本県の障害福祉施策の推進のため、日頃から格別のご支援、ご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議では、次第にございますように、議案3件、報告事項5件を予定しております。

まず、初めに議題の1つ目として、本協議会の3つの専門部会であります、人材育成部会、地域生活移行推進部会、医療的ケア児支援部会について、それぞれ今年度の活動について、各部会からご説明していただき、委員の皆様のご意見をお受け伺って参りたいと考えております。

次に、次期障害者福祉プラン策定に向けて、実施予定の障害者基礎調査につきまして、昨年度の委員の皆様からのご意見を踏まえて、実施内容について説明をさせていただきます。

最後に、今年度実施を検討している市町村自立支援協議会の実施状況の調査について、概要を説明させていただき、委員の皆様のご意見を伺って参りたいと考えております。

また、報告事項といたしまして、次第の通り、(1) の愛知障害者福祉プラン 2021～2026 の進捗状況について、から (5) の就労選択支援の指定についてまでの 5 件をご報告させていただきます。

短い時間で盛りだくさんの内容となっております。委員の皆様には実りある会議とするため、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私たちの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

<委員紹介>

事務局

議事に入ります前にご出席いただきました委員の皆様のご紹介でございます。

まず、新しく今回就任いただいた委員の方が 1 名いらっしゃいまして、社会福祉法人明成会信愛医療療育センターより、三浦清邦様でございます。

三浦委員

信愛会から参りました三浦と申します。

3 月までは愛知県医療療育総合センター中央病院で副院長をしておりました。愛知県全体の仕事ですので、頑張っていきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局

三浦様以外の委員の皆様は交代等ございませんので、委員名簿と配席図の配付をもって代えさせていただきたいと思います。

なお、愛知労働局職業対策課の神谷委員については代理で本日は松本様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、愛知県精神障害者家族会連合会の山田委員はご欠席と伺っております。

あと、特定非営利活動法人ユートピア若宮の木本委員につきましては、本日ご都合により途中退席の予定となっておりますので、あらかじめご承知いただければと思います。

また、事務局側として県の各関係課に加えて地域アドバイザー及び、県福祉相談センター職員も出席させていただいております。

あと本日は、お一人の傍聴人と、あと報道機関の方も 1 名いらっしゃいますのでご報告させていただきます。

それではこの後は、会長の鈴木様に進行をお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

<愛知県自立支援協議会会長挨拶>

鈴木会長

皆さんおはようございます。

さて、この協議会自体は愛知県における障害のある方々への支援体制に関して、課題を共有して体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましてはこの趣旨をご理解いただき、会が充実したものになりますように、ご遠慮なくご意見等いただければと思います。

本日の会議の内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が3件、報告事項5件と、少し多くなっておりますけれども、会議の終了時刻が正午を予定しておりますので、委員の皆様方には、ご協力をいただきまして、スムーズに会議を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、早速ですけれども議題に入らせていただきたいと思います。

議題の1、愛知県自立支援協議会専門部会の活動状況について。人材育成部会の方から始めたいと思いますので、小島部会長さん、よろしくお願ひします。

<愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について（人材育成部会）>

小島委員

よろしくお願ひします。資料1をもとにご報告をしていきます。報告としては2点です。

1つ目が、障害福祉関係の研修について、昨年度実績と今年度の予定を確認しております。昨年度実績のところは、例年と基本的に枠組みは変わっていないですけれども、1点、株式会社中川さん、東北福祉カレッジと書いてありますけれども、という新たな指定事業者が、サービス管理責任者等研修の方に指定を受けて参入をされているのが、1つ新しいところになります。参入されて1年目ということもあって、部会の方でどんな研修をされているのか視察しております。この点についてはまた2番目の今後の部会の取り組みのところで触れたいと思います。研修の方の中身に戻りますけども、今年度についても昨年度を踏まえた枠組みで様々な研修を行っていくんですが、こちらも一番下になりますけども、日本福祉大学さんの、社会福祉総合研修センターが相談支援の初任者研修の方に指定事業者として参入をされます。

これについては今年度からということになりますので、また色々とやりとりをしながら実施をしていくところになります。委員からの意見としまして、様々な実施主体からの報告を受けて、いろんな工夫ですか、気になるところのやりとりはさせていただいていますが、

例えば、精神科病院の長期入院者の半数が高齢者であるということを踏まえて、『関連研修の方に、地域包括支援センターの職員も含めてもいいのではないか』というご意見があつたりですとか、相談支援の方の現任研修が来週から始まるんですけども、『グループごとに演習講師、ファシリテーターのような立場の講師さんを配置するんですが、各市町から平等にといいますか、講師を出していただけるように、受講者の数で按分しまして、市町から演習講師さんを推薦していただくという形をずっと取ってきてるんですけども、そうすると今度は受講者が少ない市町から、なかなか演習講師が推薦されずに、演習講師さんが研修に関わることで、またその市町ですね、いろんなノウハウを持って帰って、研修の中心になつていただくというイメージもあってのことですので、そのあたりは今後検討していく必要があるのではないか』というご意見をいただいているところです。また、この辺り踏まえて部会としても検討していきますし、研修を実施主体である各団体の方にも、参考にしていただきたいと考えています。

2つ目の今後の部会の取組についてです。今年度の部会の取組として、2点柱を掲げております、1点は各市町村の研修実施状況に係る調査。ずっと継続をしてきてまして、各市町村の状況を知るとともに、市町村で研修をするときのいろんな参考にもなるとお聞きしているので、調査を続けていくことと、もう1点が、サービス管理責任者と研修の質の確保、向上に向けての取り組みと挙げさせていただいています。先ほど、昨年度新たに指定事業者として、株式会社中川さんが研修を実施されたという話をしましたけれども、実際に私自身も視察をしてみまして、1つは特に制度関係ですね。今のコロナ以降、講義については、事前に収録をして、配信をするという形が定着をしているんですけども、中川さんの講義動画について、収録されたのが平成30年度のもので、特に制度は年々変わっていきますので、最新のものをしっかりと研修の方に使用して欲しいということを感じております。また、これもコロナ以降、リモート等での研修の実施っていうことが浸透してきているんですけども、中川さんについてはすべての演習をリモートで行っているところで、そこについても何らかの工夫がないものかと感じているところですし、部会の方でも話題になっています。委員からの意見に戻るんですけども、『研修で使用する施策関係の説明資料については、最新の内容を反映しておくべきである』ということですか、オンライン形式が浸透しているところではあるんですけども、やはり『集合形式で行うことで、受講者の横の繋がりができるとか、地域性のある内容を盛り込むことが可能になると想っているので、そこについても工夫をして欲しい』ということ。さらに、リモートでやる関係で受講される方も愛知県の受講者に限らず、全国各地から参加をされているというところもあってですね、愛知県の研修講師がなかなか関わっていないのではないかと感じております、先ほどの集合形式で横の繋がりを持つということが大切だという意味でも、愛知県の指定を受けているというところで、愛知県の講師さんが関わることで、より地域性を踏まえた研修内容にもなっていくのではないかと部会の委員さんの方から意見をいただいているところです。

そこを踏まえまして今年度については、各指定事業者に対して、研修内容のセルフチェックのシートというものを作りまして、セルフチェックに書かれていることが、県として、人材育成部会として、研修に盛り込んで欲しい内容であると受け取っていただいて、必要な改善をしていただくということを求めていくこと、特に新たに研修の指定を受けている中川さんについては、先ほどの講義動画のことですとか、演習の工夫等については、県の方からも改めてお伝えをいただくということになっています。

あとオンライン形式でのグループワークの工夫については、例えば県社協さんなんかも、オンラインでの研修を行っているので、オンラインという方法自体を完全にやめてしまうことは難しいところがあるのは承知しているんですけども、演習で本来獲得すべき目標というものがそれで損なわれてもよくないものですから、演習の目的が損なわれないような工夫をして欲しいということも、セルフチェックの方にも盛り込みますし、今後部会としてもしっかりと伝えていきたいところと考えています。

部会の報告としては以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。松下委員お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。ご報告ありがとうございました。

東北福祉カレッジさんの件は、私も抱えている課題を承知しているんですけども、愛知県だけではなくて他の県でも、この研修を指定している県があるかと思いますので、そちらの方でも同様の課題を持っているような話は耳にしております。他の県の関係者の方たちと少し情報を共有して、共だって申し入れしていくということも必要なかなと思います。愛知県から少しの人数の講師の方が参画をされていたかなと思いますけれども。やはりなかなかそういう意味でいくと愛知県の実情を反映するのって難しいですし、全国から集まっているので、サビ管の研修を受けた方の交流の機会をということの課題に申入れはされたと思いますけれども、東京でそういう集まる機会を作っているので大丈夫ですという回答で終わっていたかなと思います。多分私たちが大切にしたいのは、愛知県それから各市町村の固有の課題であったりとか、社会資源などのその地域の差をどう反映していくのかっていうところになってくると思いますので、そうなると、市町村ごとで自立支援協議会でサビ管さん、相談支援専門員さんたちの、横の繋がりをしっかりと作っていくことが大事だよね、っていうことをお伝えしていく必要があるんじゃないかなってことを改めて感じました。

オンラインの研修方式の件ですけれども、コロナ禍に入って、私もサービス管理責任者研修をオンライン化するためにかなり工夫をして作り上げました。最初の頃は、リアルでやろ

うが、オンラインであろうが、グループワークが遜色ないように作り上げましたけれども、その際に大切にしたのは、やっぱりファシリテーターの役割をしっかりと共有して欲しいというところでした。年数がたちまして、最近やっぱりこう感じているのは、ファシリテーターの数がやっぱり市町村からの推薦を含めて増えましたので、かなり差が出てきているなと感じているところです。中には、サビ管のライセンスを更新するために、ファシリテーターとして参画をされているっていう話も少し耳にする機会もありましたので、それも1つオプションとしてあるかもしれないけども、やはり人材育成をしている立場であるということを、講師・ファシリテーターの皆さん方にしっかりと共有をしていってもらうことも求めています。

相談支援すれども、またアドバイザーミーティングの報告でもあるのかもしれません、障害児の相談支援のセルフプランが増えています。そこはやはり子どものアセスメントの難しさっていうところが背景にあるのかなと思うんですけれども、担っていただけた事業所が減っている、というふうにも耳にします。専門コース別という表現だったでしょうか、相談支援の研修なども、なかなか回数を増やしていただきたいのは難しいのかもしれないですが、ここがきっと大事になってくるんだろうなと思っていますし、今月頭にこども家庭庁の中で障害児支援のプロセスの標準化を図っていくんだという話題が議題として、上がっていましたと聞いています。

直近の福祉新聞にもその記事が出ていましたけれども、セルフプランをどうするのかという話、それから相談員さんの計画を作っていく資質の話、それから支給決定をしていくプロセスの話が市町村の差が大きいので、標準化をしていくという話題がどうも出ていると聞きますので、そうなるとやはり相談支援専門員さんのスキルというものがかなり期待をされてくると思います。

障害児支援の部分でも、何か少し、充実ができるといいのかなと感想を持っていますので、また部会の検討の中で、参考にしていただければと思います。

鈴木会長

はいありがとうございます。他県の状況であったりとか、それから繋がりづくりの話、あるいはファシリテーターの差、いまのご発言について何か情報があれば、部会長さんの方からお願いします。

小島委員

ありがとうございます。オンライン方式のことは、松下委員がおっしゃった通りで、どうしても愛知県のような都市部ですと、大勢の受講者にどう対応していくかという数のことも出てくるので、ただそんな中で質のことが後回しにならないように、っていうところが工夫の話で、そのために演習講師なんかのスキルを上げていくのは、相談支援の方でも言っていることですし、そもそも集合であろうがオンラインであろうが、研修の質にも直結する話

だと思うので、研修自体の様々な工夫のこともあるんですけども、事前に演習講師さんたちに、何を伝えて、どう打ち合わせていくのかっていうことは、今後力を入れていかなければいけないところかなと思っています。

また、障害児相談のお話もありましたけど、相談支援体制の話と、そこの中の質の話とっていうところで、研修の方では質の方が扱いやすいのかなと思うんですが、国の方でも標準化という動きがあることも承知しておりますし、国の動きも踏まえつつ、愛知県独自の様々な工夫というものも生かしながら、考えていきたいというふうには思っております。以上です。

鈴木会長

その他ご質問ご意見よろしかったでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。

辻川委員

愛知県精神保健福祉士協会の辻川ですよろしくお願ひします。

小島委員からの意見のところで、精神科病院の長期入院の半数が高齢者とのことから、地域包括支援センターの参加の件です。参考までに、地域の市町村の自立支援協議会の中にいる精神障害者の地域移行・定着に関する部会で、近隣の市町村で包括の方たちをお呼びしたら、かなり積極的に参加していただけたり、あとは、私は精神科病院に勤めていますけど、最近、地域包括の方達から勉強会の講師の依頼だったり、見学とか、いろいろと教えて欲しいというお声かけがすごく増えています。ぜひ、包括の方たちが参加できるように入れていただけると、多分ニーズとか必要性はとても高いと思いますので、よろしくお願ひします。

鈴木会長

ありがとうございます。多分そのあたりだと、この先で出てくる各市町村の協議会でどのような研修がされているか、地域でどのように検証されているかっていうことと、また県内全体でどのような状況であるかによって見えるかと思いますので、そんなところでも把握はできればと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

その他はよろしいでしょうか、よろしくお願ひします。

坪井委員

豊田西病院の坪井です。

この精神科の病院からの退院者、退院して地域移行される方のサポートの件ですけども、ここにもあったような長期の方の地域移行というのはもちろんあるんですけども、むしろ当院だと長期の方よりも短期が多くなっています。平均日数が大体 50 日切っており、そのような方が入院して退院してグループホームに退院される方が非常に増えてきておりまして、その中でグループホームの支援員の方たちの対応っていうのがばらつきが結構あって、

どうしても精神、特に統合失調症の方への理解っていうのがもう少しあるといいな、ということが非常にあります。

統合失調症の方だと陽性症状、陰性症状とあるんですけども、幻覚とか妄想を抱えながら、生活されている人もおられます。また陰性症状で意欲の低下とか、一日どうしてもやる気が起きなくて身の回りのこととかがうまくいかないとか。あと集団生活ですね。特にグループホームだと、集団生活になってしましますので、なかなか他の方との生活のリズムとかペースが合わせにくくて、苦しまれている方がおられるんですけど。そういったところ、十分理解していただいた上で、あまり精神論に傾かずに、バランスよく対応していただけるようなことが期待されるので、そういうことをこの研修の中でぜひ、今後も充実させていただけると大変ありがたいかなと思います。

それで時々再入院される方もいますし、一旦、出たり入ったりしてことになるんですけども、できるだけ外来通院して地域で生活するできる時間だと日が少しでも長くなるような、そういうサポートが大事かなとは思いますので、今後、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。様々な事業所が参入をされてきて、職員の質っていう問題にもつながってくると思います。また、受け皿をどうするかっていう話にもなると思います。そういう中でも、やはり人材育成を担っているサービス管理責任者という責任が非常に大きいかと思いますので、そんなところも工夫をして、サビ児管の養成も進めていただきたいと思います。

では、時間の関係もありますので、次に進めたいと思います。地域生活移行推進部会の方に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

＜愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について（地域生活移行推進部会）＞

長坂委員

はい。失礼します。では中間報告ということですので資料 2 をご覧ください。基本的に書いてあることを読み上げる形です。時間の関係もありますので、少し早口で報告させて頂きます。

1 の地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実です。地域生活支援拠点等の整備につきましては、第 7 期障害福祉計画では、2026 年度末までに各市町村は拠点等を整備しコーディネーター等の配置をし、ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進めるとともに、機能の充実するため年 1 回以上運用状況の検証及び検討することとなっております。令和 7 年 4 月 1 日現在の地域生活支援拠点等の整備状況については、①の表の通り 5

4 市町村で整備済みとなっており、とりあえず県内すべての市町村で整備されております。

②の表をご覧ください。第7期障害福祉計画において新たに追加されましたコーディネーター等の配置や、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築状況です。1番目の項目として拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図るコーディネーターを配置している市町村は、23市町となっており昨年度より1市町村増加しております。

次に2段目の項目については単なる地域生活支援拠点等の役割に見合う事業者等の登録だけではなく、その事業所等に市町村及び拠点等との連絡及び調整するに従事するものが配置されているかを把握する項目となっており、担当者が配置されていると回答した市町村は18市町となっており、昨年度より4市町村が増加しております。

3段目の項目については、地域生活支援拠点等の単なる整備ではなく実効性のある整備や機能充実が求められておりますが、現時点で、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制が構築できていると回答した市町村は、21市町となっており、昨年度より2市町村増加しております。

次に令和6年度の運用状況の検証検討については、③の表の通り、令和6年度中に評価済みが34市町村、令和7年度に評価予定が20市町村となっております。

最後に体験機会の場の提供状況ですが、④の表の通り、体験箇所数が0ヶ所の市町村が8市町村、1ヶ所が13市町村、2ヶ所が8市町村、3ヶ所以上が25市町村となっておりまして、体験箇所の確保先としてはグループホーム、福祉ホーム、短期入所事業所などが挙げられております。委員さんから出た意見としては、『拠点の機能を充実させていくために、専任のコーディネーターを配置していくことが重要ですが、なかなかこれが難しい。』という意見や『コーディネーターの配置が未定の市町村の理由というものを調査してみてはどうか。』それから、『緊急時を一大事にしない』これが私たちの部会の1つの大切なキーワードになっているんですが、『緊急時を一大事にしない』ためには、地域生活を体験してもらうことが重要。体験の機会、場の提供は地域生活支援、地域生活への移行を進めるだけではなく、緊急時の際の事前準備にも繋がるという意見がありました。

次に、2のグループホームの整備運営支援制度についてです。本制度はグループホームの整備を検討している方や運営について不安を抱えている方を支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成26年度から実施しており、現在7名の支援コーディネーターを配置しています。今年度はスタートアップ相談会、グループホーム見学相談会、モニタリング調査等の事業を実施予定であります。意見として委員さんからは、『今年度からグループホームにおいて地域連携推進会議を実施することになっていますが、グループホームの透明性や地域との繋がりなど、より意味のある取り組みにしていく必要がある』といった意見や、『日中サービス支援型のグループホームが増えているので、支援コーディネーターのメンバーとして、日中サービス支援型の事業所の方に加わっていたらのことなど、整備運営支援制度に参画してもらうことができないか』という意見がありま

した。

これらを踏まえて、部会事務局との調整の中で今後の取り組みについて、方向性を確認しておりますが、1つ目の地域生活支援拠点の整備及び機能の充実につきましては、引き続きこの後報告があるかと思いますが、地域アドバイザーの方達の力を借りて、随時、市町村への助言や人材育成等の支援を行うとともに、追加の取組みとして、先ほど言いました拠点コーディネーターの配置が未定の市町村の理由を含めて、再度調査を実施し、次の部会においてその結果について報告するということが事務局から提示されております。

2つ目のグループホーム整備運営支援制度については、今後実施する予定のグループホーム見学相談会、モニタリング調査等の事業を計画通り実施するとともに、先ほども出でていましたが、見学相談会の実施先に、日中サービス支援型のグループホームに参画してもらえないか、これを検討調整していく予定としております。

以上で、当地域生活移行推進部会の中間報告とさせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問ご意見ございますでしょうか。
はい、江川委員。

江川委員

豊橋のN P O法人ビリーブの江川と申します。

私は地域アドバイザーも務めさせていただいておりまして、先日の地域アドバイザーの会議でも、コーディネーターのことも少し話題に挙がっておりました。豊橋も面的整備で、地域生活支援拠点を整備しているんですが、設置した当初は皆さん意識していたんですけども、だんだん慣れちゃって見えなくなってくるんですね。

そうなってくると、やっぱりこのコーディネーターというのは非常に重要になってくると思うんです。

豊橋のコーディネーターは基幹の職員が兼務でやっているんですが、やはり基幹の職員さんというのは人材育成もしなければいけない。地域の相談、支援専門員の相談に乗っていかなければいけない。困難ケースもやらなきゃいけない。多忙の中での兼務というところで、機能しているかというと、なかなか機能していない。というところで、令和6年から個別給付に関係して、専任のコーディネーターを置くっていう制度ができたんですね。

それも今検討しているので、ぜひこの部会でも、専任でコーディネーターを置いた効果と、現状のように基幹センターでコーディネーターを配置した。どちらもメリットがあると思うもんですから、ちょっとそれを整理していただいて、検証していただいて、各市町村の方に、フィードバックしていただければ、どのような形で、コーディネーターを配置するのが我が市にふさわしいのかという検討ができると思うもんですから。ちょっと検討していただけると嬉しいと思います。はい、以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。これは事務局の方でいいですかね。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

ありがとうございます。この拠点のコーディネーターのもともと配置できていないところの理由に加えて、専任もしくは、基幹等との兼務と、それぞれの状況だとか、あとはそれによってのお互いのいいところ、難しいところっていうところ含めて、市町村向けの調査をというお話だったかと思います。やり方は長坂部会長とご相談させていただきながら、進められるように検討していきたいと思います。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。松下委員。

松下委員

知的障害者福祉協会の松下です。

地域連携推進会議について、ちょっと心配をしていることがありまして、『どのような形でやっていけばいいのか』っていう話題は、各事業者同士で話しになるんですけども。この会議をやらなくてはいけないということを優先するがために、グループホームも日中サービス支援型のように10人程の大きいパッケージでやっている方もあるれば、3~4人ぐらいの初期のグループホームのような戸建住宅とか本当に小さい集団で生活をされているようなところもありますので、中にやはり終の棲家ととらえられている方もいらっしゃるかもしれませんし、やっぱり自分たちのプライベート空間なんだ、自室だけじゃなくて建物・ホームそのものが自分たちの空間だと捉えられる利用者の方もいらっしゃるんではないかなと想像したときに、利用されている方たちのプライバシーの話をしっかりと考えて欲しい、というところを共有しておかなくちゃいけないのかなと考えています。

厚労省の地域連携推進会議の手引きの中にはプライバシーの文言が出てこないので、会議をやることに注力してしまって、結果として我々が権利侵害を犯してしまう、ってことはないようにしなくちゃいけないと思ったときに、話題の1つになるのではないかなと思いましたので、また部会の検討の参考にしていただければと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。

プライバシーの問題について、本人さんたちにしっかりと確認していただくことと、その辺を、障害サービスを実施している人たち、グループホームの人たちがしっかりと認識をしておいて会議を開催していただくことが重要だと思いますので、そういうことを、様々な事業所さんの方にもお伝えをしていただければと思います。よろしくお願ひします。

その他、ありますでしょうか。はい。では先に進めさせていただければと思います。それでは次は医療的ケア児支援部会に移りたいと思います。事務局の方から説明の方よろしくお願いします。

＜愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について（医療的ケア児支援部会）＞

障害福祉課 重症心身障害児支援グループ 小峰課長補佐

障害福祉課の小峰と申します。私の方から、医療的ケア児支援部会の活動状況について、資料3を基にご説明いたします。着座にて失礼いたします。

医療的ケア児支援部会につきましては、令和7年7月3日に開催をいたしまして、医療的ケア児等コーディネーターの活用の促進について、を議題として議論をいたしました。今回の議題につきましては、昨年度の第2回の部会でも議題としておりましたが、その際いただいたご意見を踏まえて、改めて具体的な取組案の提示をいたしまして、ご意見をいただきました。

資料の左側をご覧ください。対応は大きく分けて2つあります。市町村における支援体制の構築を推進するための対応案、そして、コーディネーターの活動が円滑に進むようにするための対応案でございます。

まず、市町村における支援体制の構築を推進するための対応案です。こちらの対応案につきましては、昨年度の部会において、市町村における支援体制の構築推進のため、改めてコーディネーターの役割と本県の目指す姿を市町村に対して周知するとともに、県内市町村の取組から好事例を収集して共有するとしておりました。そのための具体的な対応案といたしまして、市町村の医療的ケア児支援の担当者を集めた会議で、コーディネーターの役割、市町村における好事例、こういったものを説明いたしました。また、これまで都道府県の配置するコーディネーターと市町村の配置するコーディネーターの役割分担が明確に示されていなかったために、今回、右の資料1と記載したものになりますが、新たな資料を作成いたしまして、こちらを活用しまして、市町村に周知を今後するということとしております。右の資料1でございますが、右側に市町村が配置するコーディネーターの役割、左側に都道府県が配置するコーディネーターの役割を記載しております。

簡単に内容をご説明いたしますと、右側の市町村の配置するコーディネーターには、個々の医療的ケア児、またはそのご家族に寄り添った支援ということが求められております。そのため、医療的ケア児、その家族の個別支援に関わる総合調整役といたしまして、家族や関係機関からの相談対応、個別支援チームの構築、連携等を行っていただきます。また、市町村にはそうした活動を促進するために、医療的ケア児とコーディネーターをつなげていただくこと、コーディネーターの活動を支援すること、協議の場の開催、地域資源の開発などを行っていただきたいと思います。

次に、左側の都道府県の設置するコーディネーターの役割といたしましては、市町村のコーディネーターと連携をしながら、地域が主体となった支援のサポートを行うということになります。具体的には、医療的ケア児やその家族、関係者からの高い専門性が必要な相談等への対応、市町村のコーディネーターや関係機関の後方支援、都道府県全体、圏域での情報提供人材育成などを行ってまいります。以上が資料 1 に対する説明になります。

次に、資料の左側に戻っていただきまして、下段のコーディネーターの活動が円滑に進むようにするための対応の部分でございます。

こちらの対応案につきましては、昨年度の部会において市町村がコーディネーターの役割を周知できるように、リーフレットを作成すること、コーディネーターの活動を支援する医療的ケア児支援センターなどの県の取組を周知すること、コーディネーターの研修を実施すること、をお示ししておりました。そのための具体的な取組案といたしまして、右側の資料 2 のとおり、コーディネーターの役割等を記載したチラシを作成いたしました。こちらの資料では、医療的ケア児等コーディネーターとは何か、またどのようなことをしてくれの方なのか、といったところを記載しております。こちらを市町村にお示しして、問い合わせの窓口につきましては、各市町村で記載をしていただいた上で、当事者の方々ですか、関係機関への周知に活用していただくことを想定しております。

資料左側、下の部分にお戻りいただければと思います。その他の取組みといたしまして、先ほどもご説明いたしました、医療的ケア児の市町村担当者会議におきまして、医療的ケア児支援センター等の役割を説明することですとか、医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修を引き続き実施いたしまして、コーディネーターのスキルの向上などに努めてまいります。

今ご説明いたしました取組案につきましては、委員の皆様方からは概ねご了承いただきましたので、今後これに沿って取組を進めてまいりたいと思います。

以上で、医療的ケア児支援部会の活動状況についての報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。よろしくお願ひします。

三浦委員

医療的ケア児支援部会の部会長を務めさせていただいております三浦です。

愛知県は本当に医療的ケア児コーディネーターをたくさん養成してくださって、地域にたくさんいらっしゃるんですけども、医療的ケア児センター長会議でも、コーディネーターが何やるのっていう形がまだ見えてこないというところもあって。市町村によっては予算もつけて、かなり地域に密着した支援をしているところもあるんだけれども、お任せ状態

になっているところもあるので、コーディネーターの役割を改めて資料を作つて市町村に説明して、頑張つて地域で医療的ケア児の家族への支援をしていただこうということでチラシを作らせていただきました。これが活きてきて、地域でコーディネーターさんが医療的ケア児が退院してすぐから地域で支援できるような仕組みを作るというのが、愛知県の目標になっておりますので、それが進むといいなと思っております。また皆さんご理解ご協力よろしくお願ひいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。医療的ケア児さんたちのコーディネーターさんがその情報交換会みたいなものっていうのは、年に何回も開かれているんですかね。

障害福祉課 重症心身障害児支援グループ 小峰課長補佐

市町村に配置した医療的ケア児コーディネーターの皆さんが県全体で一同に会するような会議というのはございませんが、それぞれの圏域ごとに医療的ケア児支援センターというものがございまして、そこでフォローアップ研修を実施しております。コーディネーターとして活動されている方のフォローアップということはやっております。

また、全部の市町村ができているわけではございませんが、市町村によっては、関係機関が集まる会議にも、コーディネーターに参加していただいて、情報交換したりですか、横の繋がりを作つていただくとか、そういうことをやっております。

鈴木会長

ありがとうございます。その他のご意見などあれば。松下委員。

松下委員

知的障害者福祉協会松下です。

質問になるんですけども、この案件はこの部会で議論するのか、他のところなのか、教えてもらえればと思います。

医療的ケアが必要な方たちが、大規模災害が発生したときの医療機器の電源確保などはきっと必要になってくる話題で、例えば、もう数年前になると思いますが、蒲郡市さんは医療機器メーカーさんと協力して、避難訓練の実施をされた実績があるかと思います。支援をする各市町村協議会の関係者の方々や、市町村の方もそうですけれども、大規模災害を想定したときに、医療機器を必要としている方たちをどう守っていくのか。これは多分、能登の地震でもその話題はあったかと思いますし、それ以外の大規模災害のときにもあったかと思いますので、これはこの部会がいいのか、或いはアドバイザーさん達の会議がいいのか、愛知県ですのでどこかでやつとく必要があるんだろうなと思ったので、何か今、お考えで、或いはすでに検討されていることがあれば、教えていただければと思います。

障害福祉課 重症心身障害児支援グループ 小峰課長補佐

ご指摘いただいたとおり、医療的ケア児の方々の災害時の対応は非常に重要な課題だと思っております。現時点でやっていることいたしましては、今ご指摘いただいた非常用電源に対する補助の事業を市町村がやっているところでございますので、どこの市町村で実施しているかを把握して、或いはやってないところには、やっていただきたいというような働きかけ等もしております。

あとは今年度、まだ確定ではございませんが、個別避難計画の策定の状況などを調査をするということを、医療的ケア児支援センターの方と連携して、今検討しているということになります。

議論する場といったましては、現段階でどこでどういう議論するというところまで検討は及んでございませんが、医療的ケア児支援部会、或いは府内でもいろんな関係課がございますので、そういうところも連携しながら、どういった議論していくかということはまた検討していきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。

この協議会は様々な意見が出ていいかと思いますので、ご意見を出していただいて、それを事務局で一度検討いただいて、そこで議論の場所等、確認していただいて決めていただければいいと思います。よろしくお願ひいたします。

その他はよろしいでしょうか。はい、では先に進めさせていただきたいと思います。では、（2）障害者基礎調査について、事務局からの説明の方よろしくお願ひします。

＜愛知県障害者基礎調査について＞

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

障害福祉課の長瀬と申します。私からは、愛知県障害者基礎調査について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料 4 をご覧ください。障害者基礎調査につきましては、昨年度の令和 7 年 3 月 26 日に、本協議会でご説明しご意見を頂戴して以降、対応案をお示ししつつ、委員の皆様に意見照会をさせていただきました。また、関係各所課内の意見を踏まえ、検討を進め、最終案を取りまとめましたのでご説明をさせていただきます。

まず、本調査の目的についてですが、1 趣旨・目的をご覧ください。障害者基本法第 11 条第 2 項では、都道府県は障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしており、本県では過去 3 回の障害者計画策定の際に、本県の障害者の状況を把握するため、愛知県障害者基礎調査を実施しております。現行のあいち障害者福祉プランが 2026 年度末で計画期間満了となり、2026 年度中に次期障害者計画の策定作業を行う必要

がありますので、今年度基礎調査を実施し、調査結果の取りまとめを実施いたします。

続きまして、3月にお示しした案から大きく変更したところについて、ご説明させていただきます。3事業の内容（案）の（3）の調査方法・対象をご覧ください。前回は全体で3,200人を調査対象としておりましたが、対象者を増やしてはどうかと、そういうご意見をいただきました。予算の都合等も踏まえまして、対応可能な範囲での増加を図らせていただきました。具体的には、高次脳機能障害、発達障害の方々を除き、各障害区分の県内人数に占める調査対象者の割合を1%程度まで増加させていただき、全体を3,550人とさせていただきました。また、身体障害者の調査対象者につきましては、対象者の抽出先として中核市を除いておりましたが、委員のご意見を踏まえ中核市も対象とすることとしました。また、資料に記載はございませんが、回答いただく方の負担軽減や、回収率の向上を図る観点から、今年度の調査では郵送の他、オンラインでの回答も可能とする対応をさせていただく予定です。

続きまして、今後の予定ですが、4今後のスケジュール（予定）をご覧ください。記載のとおり本日の委員の皆様方のご意見を踏まえ、質問票を整理させていただきます。9月に調査を委託する事業者の選定事務を、10月から11月ごろに調査を実施。令和8年2月ごろまでに調査結果を取りまとめ、3月に開催予定のこの協議会において、その結果をご説明させていただく予定しております。

続きまして別紙1をご覧ください。皆様方からいただきましたご意見と、それに対する県の考え方、対応を取りまとめております。質問票の資料とあわせて、これからの説明を聞いていただければと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。まず1つ目、目次に番号または記号付してはどうかといったご意見をいただきました。対応としましては、各項目の頭に番号を付す修正をさせていただきました。

続きまして2つ目、性別に関する質問項目の選択肢についてです。ご意見としては、『わからない』を削除し、『答えたくない』という選択肢を新たに設けてはどうかというものであります。ご提案いただきました選択肢により、調査を実施している県の事例もございますが、答えたくないという選択肢があることで、答える気をなくす方がいらっしゃるという、ご意見も伺っておりますので、今年度の調査につきましては、原案の形で実施してはどうかと考えております。

続きまして3つ目、回答者の障害の状況に関する質問ですが、重症心身障害の方にとつては、身体障害も知的障害も主となる障害であることから、選択肢の修正をご提案いただいたものです。いただいたご意見を踏まえ、選択肢に主な障害として、重症心身障害を追加させていただきました。

続きまして4つ目、回答者が身体障害者手帳を所持している方であるかを確認させていただく質問項目について、当該、質問項目の必要性についてご質問をいただきました。本県の考えといたしましては、この調査の対象となる難病、発達障害、高次脳機能障害の方々は、

手帳をお持ちでない方もいらっしゃる可能性がございますので、この質問項目は必要なものと考えております。従いまして、原案とおり調査を実施することと考えております。

続きまして、5つ目、現在施設や精神病院にいらっしゃる方への質問項目に対して、ご意見をいただきました。どこで暮らしたいのかの問い合わせに回答に、どこでではなく、誰と暮らすかを示す選択肢が含まれていたために、質問及び回答の内容をどこで暮らしたいかに統一させていただく修正をさせていただきました。

続きまして6つ目、病院にいらっしゃる方の表現に関するものです。病院においては『生活』や『暮らす』といった表現が適切ではないのではないかというご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえまして、関連する質問項目及び回答の選択肢について、病院に関する表現を『過ごす』という表現に修正をさせていただいております。

続きまして、7つ目、福祉サービスの利用に関する質問項目で、サービスの利用を希望したが利用できなかった方について、その状況を調査するものになります。回答の選択肢として『サービス事業所に利用を断られた』という選択肢を用意しておりましたが、詳細の状況を把握できるよう、ご意見をいただきましたので、選択肢を分割し『ヘルパー等の職員が不足しているため』とそれ以外の理由に分けて回答いただけるよう、選択肢を修正いたしました。

続きまして、8つ目、困ったことがあったときの相談相手に関する質問項目の選択肢についてです。医療ソーシャルワーカーがMSWという名称はわかりにくいくことや、精神保健福祉士も相談相手として想定されるのではないかと、というご意見をいただきましたので、そういうご意見を踏まえ、選択肢を『医療機関の相談員』という表現に修正をさせていただきました。

続きまして、9つ目、人工呼吸器を装着されている方や、講音障害の方を対象とした、コミュニケーション手段を把握すべきではないかというご意見をいただきました。選択肢として、1『口の動き』2『文字盤』3『視線』4『意思伝達装置』5『その他』を選択肢として、回答いただける質問項目を追加させていただきました。

続きまして10個目、収入等に関する質問項目についてです。B型事業所の工賃の収入を、どの選択肢で回答すべきか、判断に迷うのではないか、というご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、選択肢1の『仕事による収入』に括弧書きで、就労継続支援施設等での作業工賃を含む、を補記させていただく修正を加えさせていただきました。

続きまして11個目、合理的配慮に関する項目です。この設問は自由記述でこれまでに受けた合理的配慮について、記載いただく質問項目となっておりますが、参考に、合理的配慮の事例を記載しております。この記載すべき、合理的配慮の事例を検討するよう、ご意見をいただきました。対応といたしましては、『自筆が難しい方に、プライバシーに配慮しつつ、十分に本人の意向を確認した上で代筆を行う。』という事例。それから、『障害の特性に応じ、必要なデジタル機器の使用を許可するなどのルール慣行の柔軟な変更を行う。』といった、この2つの事例を新たに加えさせていただくこととしました。

最後に、12個目、13個目の災害時個別避難計画の作成状況や、避難行動要支援者名簿への登録状況を調査項目に加えてはどうかというご意見についてですが、いずれも市町村において、計画策定は努力義務、名簿作成は義務として、実施しているものであります。その進捗状況については市町村行政において、把握しているものと思われますので、今回当事者を対象とするこの調査においては、対象から外す整理をさせていただければと考えております。

いただきましたご意見に対する対応については以上となります。ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。

いろいろな意見を踏まえて、修正など検討いただきありがとうございます。ご意見等ありましたらよろしくお願いします。石田委員お願いします。

石田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の石田です。よろしくお願いします。丁寧に説明していただけてありがとうございました。

別紙で調査票の方を確認させていただいたんですが、一番最初の基本情報の問6になるんですけど、『問4で発達障害を選択した方にお聞きします』という質問になるんですが、選択する項目の障害名が、今の実態の障害名に合っていないんではないかというのが、協会から出ておりまして。例えば、自閉スペクトラム症だったりとか注意欠如多動症だったりとか、今の障害名とは少し違う方もやっぱりいらっしゃっていて、答えるときに少し実態に合わないような答えが出てきてしまうんではないかっていうような意見が出てましたので、一応お伝えさせていただきます。

鈴木会長

事務局の方よろしくお願いします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

はい。ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえて、もう一度適切な表現であるですか、現状を踏まえて、そういう状況、種類をですね選択いただけるように、もう一度見直しの方させていただきたいと思います。

鈴木会長

その他ございますでしょうか。手嶋委員お願いします。

手嶋委員

手嶋です。私の方から 2 点お願いがございます。

まず 1 点が、資料 4 の説明をいただいたときに、配布する対象者数の変更、もう 1 点が中核市を今回含めますというところで、委員からの意見がありましたという説明がありましたが、この委員会の中でそのような意見が出た記憶が私の中にありません。ですので、今後、一覧の方でまとめてくださっている別紙 1 について、たぶん施策審議会の方も同様な聞き取りをされているかと承知しておりますので、こちらの委員会の回答、もしくは、施策審議会の方でも質問があって、それに対してこのように回答しています、というところが両方併記されると、私どもも少し見やすいのかなと思いましたので、今後工夫の検討いただければというのが 1 点です。

もう 1 点が、計画調査のアンケートにおける性別項目の聞き取り選択肢に関してです。愛知県は職員用に性の多様性への理解を深めるために、あいち虹色ハンドブックを作成しております。今年 1 月にも改定されておりまして、その中に、本日机上配布をしていただきました、性別記載欄の取扱方針というものが記載されております。こちらの原案の回答案になりますと、県が作成されたハンドブックの方針とは別の記載内容。つまり『回答をしたくない』を含めた内容が、盛り込まれないということになりますので、そういうことも踏まえて、取扱方針と違って大丈夫なのかと、というところのご検討をしていただければと思います。これはお願ひです。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局の方よろしくお願ひします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

ご意見ありがとうございます。

資料の作り方につきましては、今後、各委員会ですか、施策審議会とこちら自立支援協議会の方で、どういった意見が出たかというのを分かるような資料のつくりに改善させていただきます。

続いて、性別の選択肢についてですが、こういったハンドブックまでを踏まえて、今回選択肢の方を作っていないかったという実態としてございます。ただ一方ですね、このアンケート調査自体が、強制して回答いただくものではないので、この性別につきましても、答えたくない方についてはそこを空欄にして提出いただくということも、ご自身のご判断としては、できるというところもございまして、答えたくないという選択肢を設けないという整理を一旦させていただいたところではあります。一方で、今委員のご指摘のとおり、こういったものも踏まえて、もう一度選択肢について検討の方をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木会長

検討の程よろしくお願ひいたします。その他何かございますでしょうか。松下委員よろしくお願ひいたします。

松下委員

知的障害者福祉協会松下です。

調査をですね、回収率を上げるためにということと、回答しやすいようにということで、私もオンラインやデジタル化が必要じゃないかなと思っていたところ実施をしていただけたということですので、大変ありがとうございました。

その上でこれまた実施事業者さんに発注するときにですね、回答するサイトのいわゆるWebアクセシビリティ、合理的配慮ですね、これをしっかりと欲しい、ということをしっかりと伝えいただきたいということと、回答数が多いので、途中で息切れをしてしまう可能性が非常に高いと思います。ですので、休み休みでも回答がしやすいような工夫であつたりとか、或いは回答も今の手嶋委員の話にも繋がるかもしれません、あとそのご回答の内容と繋がるかもしれません、その設問を回答しないってのが、デジタルだと必須になつてしまふとそれから先進まなくなってしまうので、その辺りもデジタルでもここはもう飛ばします、っていうことができるような工夫があったほうが、今ご回答いただいた内容にも合致するのかなと思いますので、仕様を作られるときにご検討されるといいかなと思います。特に合理的配慮のところはしっかりとお伝えいただきたいと思います。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。

障害福祉課 社会参加推進グループ 長瀬主査

ご意見ありがとうございます。今後事業者を選定してということになりますので、いただきましたご意見のところも踏まえて、どこまでできるかというところはあるかもしれません、配慮させていただければと思います。

鈴木会長

その他よろしいでしょうか。では、先に進めさせていただきたいと思います。
次ですけれども、議題の3、市町村自立支援協議会の実施状況調査について、事務局の方から説明をお願いいたします。

<市町村自立支援協議会の実施状況調査について>

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

ご紹介遅れましたが障害福祉課の地域生活支援グループの渡邊と申します。私からは資料5の市町村自立支援協議会の実施状況調査について説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず資料の1番、調査趣旨・目的をご覧ください。

2012年に障害者総合支援法が施行され、地域の障害者支援体制の整備だとかですね、関係機関との連携強化を目的に、県及び市町村において自立支援協議会を設置して、地域における課題解決等の取組が2012年以降ですね法定化されて取り組まれているというような状況でございます。その法定化からかなり時間が経過して、社会がどんどん変わっていく中においてですね、障害のある方の生活を支えるために、協議会で様々な連携を行っている一方で、この法律の施行から10年以上経ち、協議会の取り組み方にも変化が求められている状況にあるのではないか、と捉えているところでございます。

そこで、市町村の自立支援協議会の議論がさらに活性化して、障害のある方々がより暮らしやすい体制づくりが進められるように、市町村協議会に関して、その協議会の運営側だとか、あとは地域の相談支援専門員を対象にアンケート調査を実施したいと今年度考えているところでございます。

点線の囲みの中にはありますように、主な狙いとしてはですね、2点ございます。1つ目が市町村の自立支援協議会の事務局にアンケートすることでこのアンケートへの回答だとか、あとは地域の相談支援専門員からの声を通じてですね、各協議会の事務局の方が、それぞれ自分のところの取組を振り返っていただくと。そして、このアンケート結果をですね、県内の事務局に共有させていただくことを考えておりまして、他の市町村の自立支援協議会の先進的な取組だとかを学んでいただくことで、自分のところの協議会で何ができるかというところを考えていただくきっかけとすることを狙いとして挙げさせていただいております。

少し具体的な内容についてはですね、2番の調査概要をご覧いただければと思います。まずはですね、(1) 市町村自立支援協議会関係者へのアンケート。こちらにおいてはまず対象者として、その協議会の事務局ですとかですね、あとは地域の実情に詳しい協議会の参画メンバーとして相談支援事業所を想定しております。協議会に参画していただいている事業所です。具体的には、行政ですか、あとは基幹相談支援センターの方を想定しているところでございます。

また、この市町村自立支援協議会関係者のアンケートの調査項目として、基礎的な情報に加えてですね、協議会における取組の成功例だとか、課題感だとか、あとは自己評価というところを想定しているところでございます。

(2) の地域の相談支援専門員へのアンケートにおいては、調査対象としては相談支援専

門員の方のうち一定期間以上のご経験をお持ちの方を対象に、県の方で実施している相談支援従事者現任研修というのを、毎年やらさせていただいているんですけども、そちらの参加者の方にご協力いただく形を想定しているところでございます。

また、調査項目としては現任研修に来ていたいの方が、自分の地域の自立支援協議会との関わり方だとか、あとは協議会に参画されていない方も当然多く含まれているかなと思っておりますので、その、自分の地域の協議会を外から見たときにどのように思われているのか、というところをお聞きするといったことを想定させていただいております。

今、ご説明させていただいた調査項目については、まだ具体的にはこれから検討というところでございますので、今日のこちらの協議会でのご意見であったりですとか、あとは本日協議会にもご出席いただいている相談支援アドバイザーの皆様にも、具体的にご確認いただきながら、事務局にて調整していきたいと考えているところでございます。

最後に（3）調査後の取組としては、少し申し上げましたとおり、各市町村の自立支援協議会ごとに取りまとめて、皆さんにフィードバックしていく予定です。さらには、このフィードバックはまずは基本的には書面ではあるんですけども、それだけではなくて、例えば、連絡会議だとか研修会みたいな形での情報発信っていうのも、可能であれば考えていきたいところでございます。

また、次回のこちらの愛知県自立支援協議会の方でもですね、この結果報告は当然考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

鈴木会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。松下委員。

松下委員

福祉協会松下です。ご説明ありがとうございました。

とても大事な調査かなというふうに思いますので、非常に関心を持って話を聞きました。3つでしょうか、ちょっとお尋ねをしたいことがあります。

協議会を外から見てどういうふうに評価されているかということを知りたい、ということだったんですが、相談員さんだけじゃなくてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者も、研修の中では自立支援協議会に参画をするようにという内容でレクチャーがされるかと思います。ただ、対象があまりにも広くなってしまうので、この辺りをどういうふうにとらえられるのか、っていうのを1度ご検討されるといいのかなあと。一定何か意図があつてということであれば、今回は相談員さんまでということで、また伺えればいいのかなと思います。

あわせて、2つ目ですけど、スケジュールとして、今回お示しされてないんですけども、

次回のこの委員会では結果を示されるってことですので、大体いつ頃ぐらいまでに調査項目を検討されて、実施の予定がいつ頃なのかということをお伺いできればと思います。

3つ目です。相談員さんですけれども、子どもの相談支援と大人の方の相談支援と携わられている方たちのとらえ方の違いというものもあるのではないかなと思いますので、このあたりをどのようなバランスで抽出をされるかってことを、また検討していただけるといいのかなと思いますので、以上3点、お伝えさせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございます。今の点について事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

ありがとうございます。

3点お話をいただいたうちの、まず1つ目から順番にですね、地域からの目ということですサービス管理責任者の方も対象にというところで、ご意見ありがとうございます。一旦今回相談支援専門員の方、現任研修の方を対象にしているというところが、今おっしゃられたとおり、対象者がすごく多くどこまでやっていくのか。我々がやれる範囲という実情も踏まえながらですね、相談させていただきながらというところで、今回は相談支援専門員の現任研修というのが、10月秋ぐらいにちょうどあるものですから、そのスケジュール感、あとはこれを県の直営でさせていただいている事情でやりやすいっていうところがありまして、まずはここからと考えております。

一方で、やはりそのサビ管の方も非常に色々と取組んでいただいている大切な方々だと思いますので、ここをどのようにやっていくかというところは今後の検討かなと思っております。また、研修も直営ではなくて指定っていう形にさせていただいているというところもあったりとかするので、これから少し考えていきたいなと思っております。

2つ目のスケジュールについてはですね、すいません、書いてなかったんですけれども今申し上げたように現任研修が秋ぐらいにあるというところもありますし、あとはこれからですね質問票の中身を具体的にというところではあるので、秋ぐらいを実際の調査の実施と考えております。年内ぐらいにお返事をいただき、結果を少しずつまとめながら、情報発信については年度内に形にできれば。先ほどこれから実現可能であれば、やっていきたいと思っている、連絡会議だとか研修会っていうのを年度内に1回させていただきながらと考えているところでございます。

その後に確かスケジュール的にはこちらの協議会があるので、ご報告をさせていただいて、そうですねさらに結果からですね見えてくる、翌年度以降の取組っていうところについてもご議論いただきながらと少し考えているところ、少し先の話なのでなかなか見えないところではあるんですけども、スケジュール感としてはそのような想定で考えているところでございます。

あとは最後の子どもの相談員と大人の相談員だと少し自立支援協議会との関わり方だと見方が違うのではないかというご指摘についてはおっしゃるとおり例えば、現任研修にもですね当然、両方とも専門にされている相談員の方が受けられているものと思いますので、その現任研修での行うアンケートにおいてですね、主に、どういった相談を対象としていますかっていうところも含めて、アンケートをさせていただくことで、そこの見え方の違いというところが見えてくるのではないかなと思っておりますのでこれからアンケート調査の項目を具体的に考える中で今のご意見はしっかり踏まえていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございました。その他、木本委員お願いします。

木本委員

ユートピア若宮の木本です。今日、途中退席させていただきます、すみません。私の方から一点、今言われた事はとても大切で効果があるアンケート調査だと思います。是非細かくやっていただきたいと思います。調査後の取組の中で、市町村自立支援協議会事務局等にアンケート結果の周知を実施とありますが、周知とともに、そこの中だけで終わっていかないように、それをせっかく協議会に関わっていない人からの意見をも聞いているので、その周知をそういう人たちにも結果を伝えるように工夫や一筆を入れていただけると、答えた方もちゃんと伝わっていることが分かるし、これをどうするか繋がっていくと思うので、そのあたりもよろしくお願ひします。以上です。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり協議会の事務局以外にも今回ご協力いただくというところでございますので、幅広く周知できるように、例えば、こちらの次の3月の自立支援協議会では当然ご報告させていただいて、その資料っていうのは当然公開になってくるものでございます。ホームページの掲載をもって終わりっていうつもりはないんですけども、公開用のそういうある程度取りまとめた資料についてはですね、例えば、市町村の方にこういった資料があるから使っていいよ、だとか幅広いところにご覧いただけるような形で周知の方法については、ぜひ考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他よろしかったですか。

内村委員

愛知県手をつなぐ育成会の内村です。1つお願いがあります。食事提供加算を受けている事業所があるかと思いますが、そういったところは昼食のメニュー表があって、きちんとそれに基づいて作っていただいているのか。例えば、今日は忙しいからとか、お客様が多かったから食材がこれぐらいしかないから、今日はこれでいいよねとか、そんなふうに流されていないのかな。そういうところを少し危惧しております。サビ管さんの研修の折に、賄いではなく、利用者さんの昼食という考え方で、提供していただきたいです。なので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

鈴木会長

その辺をどういうふうに調べるのか、サビ児管さんたちにちゃんと伝えておいて、確認してもらうのか、また一度議論できるのか一度事務局と相談したいと思います。

江川委員お願いします。

江川委員

江川です。やっぱり自立支援協議会はどこの市町村も一生懸命やっていると思うんですけども、やっぱりよその市町村の情報を知るっていうのはとても大事なことだと思いますので、ぜひ進めていきたいと思います。

ただちょっと気になるのは、私の地域の自立支援協議会も、やはり運営側一生懸命やっているつもりなんですが、全体会では、あくまでもこの協議会は支援者目線での協議会だよねって、当事者の視点が足りないんじゃないっていう意見がよく出るんです。それを思ったときにここで評価という言葉があるんでしたら、何らかの形で自立支援協議会に参画している、当事者の委員の方の意見も、ちょっと聞いていただいた方が、やっぱり地域の自立支援協議会のあり方は本当に障害のある方の意見を吸い上げてるのか、ニーズがマッチしているか、っていうところも重要な視点だと思いますので、そこも検討していただけると嬉しいと思います。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局よろしくお願ひいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

ありがとうございます。今は調査対象の方に関するご意見だったかと思います。こちらの方も検討をしっかりさせていただきましてですね、協議会に参画されている委員の方で当事者の方にご協力いただくというような形だと思うんですけども、項目も含めてどういった形が適切かどうか、実現可能かどうかっていうところも含めて、相談させていただきながら検討進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございます。その他よろしかったでしょうか。よろしければ先へ進ませたいただきたいと思います。

さて、次ですけれども、これから先は報告事項に入りますので、報告事項（1）愛知障害者福祉プラン 2021—2026 の進捗状況について、これから先は、報告事項をまとめて報告をしていただいて、最後にご意見をいただければというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

では、報告の方よろしくお願ひします。

<あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について>

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

まず、報告事項の（1）障害者福祉プラン 2021 から 2026 の進捗状況について、再び障害福祉課地域生活支援グループの渡邊の方からご説明させていただきます。

まず、愛知障害者福祉プランというのは、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画の 3 つの法定計画を、愛知県の一体的な総合計画として策定したものでございます。計画期間は、2021 年度から 2026 年度までの 6 年間となっております。

なお、この計画、3 つあると申し上げました計画のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分については、国の指針に則して、計画期間が、2021 年度から 2023 年度までの当初 3 カ年で策定したために、途中となる 2023 年度末に、後半期の 2024 年度から 2026 年度までの 3 カ年分の計画一部改定をしたところでございます。

資料 10 ページの資料 6 と書いてあると思いますけれども、こちらをご覧ください。

まず、(1) として障害者計画に関する事項でございます。表の見方について表の一番左側に項目として各施策分野を記載させしていただいておりまして、それに対して、計画策定期の県の現状値と、本計画の目標値をお示しし、その右側に太枠で進捗状況をお示ししております。お時間の都合もございますので、主な項目のみ説明させていただきます。

全体的に計画的策定期から比べますと、多くの項目において目標を達成していたり、または目標値に向けて推移しているところではございますけれども、下から 4 番目ですね。障害者就労施設等が提供する物品サービスの優先購入の実績額について、2024 年度の実績額が約 665 万円ということで、計画策定期よりも低い金額となっております。こちらについては、例年発注されていた大きな案件が、2024 年度だけなかったところが要因となってございまして、今後の見通しとしては、今年度については、その前の年度 2023 年度と同等程度なので、盛り返す予定と見込んでおるところでございます。引き続き、県庁内に対して優先調達の積極的な活用を依頼しつつ、目標達成に向けて取り組んでいくというところでございます。

続きまして 1 ページおめくりいただきまして、(2) 障害福祉計画に関する事項でございます。表の一番左側の項目欄に対してその右に第 7 期計画の目標、進捗状況といった順で記載させていただいております。こちらもお時間の都合上を主な項目のみ説明させていただきます。大きな項目の 3 つ目、地域生活支援拠点等が有する機能の充実について。こちらの地域生活支援拠点障害者の重度化や高齢化や親亡き後を見据えて緊急時の対応ですか施設や病院等からの地域の移行の推進を担う拠点ですけれども、こちらについては、令和 6 年度から総合支援法上位置付けられるとともに整備に関する市町村の努力義務が設けられたところでございます。この 3 番の項目の①地域生活支援拠点等の機能の充実をご覧いただきますと、現状としては県内 54 市町村すべてにおいて拠点の体制が整備されている状況ではございますが、しかしながら、先ほども少し議論もありましたとおり、拠点のコーディネーターだと緊急連絡体制については、昨年度と比較して増加はしているものの、まだ多くの市町村で未配置または未整備となっておりますので、この整備だけではなくて、機能の充実に向けて引き続き、市町村に働きかけていく必要があるものと考えているところでございます。

続きまして 1 ページおめくりください。(3) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。表の一番左側の事業名と指標に対して、見込みと実績を記載させていただいております。こちら多くの項目においてですね、見込み値以上またそれに近い実績となつておりますが、表の中段あたりにあります、専門性の高い意思疎通を行う者の養成派遣において、専門人材等に関する研修事業として手話通訳者や要約筆記者などの養成研修を掲載しております。見込みに対してやや低い実績となっておりますが、県としては専門性の高い支援者等のさらなる養成を図るために、引き続き事業の周知に努めるとともに、開催方法を工夫して、希望する方が研修を受講できる環境を整えられるよう努めて参りたいと考えているところでございます。

さらに、次のページ以降については、2024 年度の障害福祉サービス等の見込み量に対する利用実績、圏域別の内訳、障害福祉サービス等以外の事業についての見込み量と実績値となっておりますので、またご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、ご報告は以上となっております。

鈴木会長

では報告 2 をお願いしたいと思います。

<障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について>

障害福祉課 地域生活支援グループ 渡邊主査

引き続き、障害福祉課地域生活支援グループの渡邊の方から、資料 7、障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況についてご報告させていただきます。

今年度の第 1 回のアドバイザー会議は、7 月 4 日に開催をさせていただきました。議題として取り上げさせていただいたのは、この表の上段にある 3 点でございまして、それに対する主な意見を下段の方に記載させていただいております。

まず、議題 1 として地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等について、拠点の整備状況等の情報共有をさせていただきました。下段にある主な意見の方ご覧いただきますと、何度もお話に出ているところではございますが、『地域生活支援拠点等の整備はできているものの機能の充実が必要である』『各市町村において事例を積み重ねながら、機能の充実に向けた取組を進めていただきたい』といったご意見、あと、『体験の機会の場、地域移行の推進のみならず、緊急時に備えるという意義もある。このように地域生活支援拠点等のそれぞれの機能は相互に連携しているので、個別の機能を全体をとらえながら、充実させていく必要がある』といったご意見がございまして、参加いただいたアドバイザーの皆様等で共有させていただいたところでございます。

次に、議題 2 として、昨年度の地域アドバイザー事業の取組状況について、各地域アドバイザーの皆様からご報告いただきました。報告だったので意見というのではなくんですけども、資料にはないんですが、具体的には今年度、今年の 10 月から開始される新たなサービス、就労選択支援に向けてですね、圏域内でセミナーを開催して、周知等を図っていただいているといったお話ですとか、あとは圏域内における人材育成として他の分野と連携した研修会を実施されたという話。あと地域連携推進会議に関する話などを情報共有いただいたところでございます。

最後の議題 3 として、今年度の取組等についてということで、先ほどの議題の方でもございましたが、市町村自立支援協議会の活性化に向けた取組についてですね、こちらの相談支援アドバイザー会議でもご議論をいただきました。主なご意見としては、まずアンケートの項目について、『構成員や回数といった基礎的な情報だけではなくて、好事例や課題点なども情報収集していただき、他市町村に横展開できるよう項目を工夫して欲しい』といったご意見ですとか、『自立支援協議会の担うべき役割が年々大きくなっている。本来であれば、地域の社会資源に関する議論を行う場であるものの、現実としてその議論を十分に行なうことが難しい協議会もあるのではないか。』といったご意見。あとは、例えばそういった状況の中でも『テーマの重点化などによりうまく運営できている、協議会の例があれば参考になるのではないか』といったご意見をいただいたところでございまして、こういったご意見も踏まえて、アンケート調査等々を進めていきたいと改めて考えているところでございます。

資料 7 につきましてのご報告は以上で終わります。

鈴木会長

ありがとうございます。そのまま次に進めさせていただきたいと思いますけど、報告事項の 3、事務局の方よろしくお願ひいたします。

<第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況>

特別支援教育課 成田指導主事

失礼いたします。愛知県教育委員会特別支援教育課振興就学グループの成田と申します。日頃は、本課の事業に対しましてご理解ご協力ありがとうございます。それでは18ページ、資料の8をご覧ください。

昨年2月に策定しました、第3期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について抜粋して説明をさせていただきます。

まず、幼稚園、保育所等、小・中学校高等学校の状況についてです。3点お願いします。

1点目は、連続性のある多様な学びの場における支援指導の充実の（2）個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の向上についてです。小中学校の通常の学級についてですが、この中には、通常の学級に在籍して、通級により指導を受けている児童生徒が含まれております。今後も、個別の教育支援計画啓発リーフレット等を活用しまして、意識の向上を図られるよう努めて参りたいと思っております。

また、令和6年9月に文部科学省から周知文が出されておりまして、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、適切な指導や必要な支援を行うため、支援の対象とすべき児童生徒を幅広く把握した上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して、その作成と活用に努めることとあります。今後も活用できる支援計画の作成の重要性を周知して参ります。

2点目は、（3）交流及び共同学習の充実と副次的な籍に関する研究の推進についてです。令和6年度から3年間のモデル事業として、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等に副次的な籍を置き、地域との関わりや繋がりを育むための仕組みを検証しております。昨年度3回の検討会議を経て、本年度から愛西市、知立市において事業を実施して参ります。

3点目は、すべての教職員を対象とした専門性の向上、（2）特別支援教育に関する知識、理解の向上についてです。特別支援教育の対象児童生徒の増加に伴い、初めて特別支援学級や通級指導教室の担当となる教員も増えております。そのような中で大切なのは、新たに特別支援学級や通級指導教室を担当する教員が、困り感を持った子供たちに適切な支援指導を行うことができるようになります。そのため本課としましては、研修内容を充実させ、すべての教員の専門性の向上に取り組んで参ります。

特別支援教育課 鳥居主査

続きまして、19ページの特別支援学校の実施状況について特別支援教育課指導グループ鳥居からご説明いたします。

1（1）、医療的ケアの実施体制整備の充実についてです。医療的ケア児が保護者の付き添いなく、通学や校外学習へ参加するために、医療的ケア児通学モデル事業及び医療的ケア児

校外学習付き添いモデル事業の 2 つの事業を実施しております。令和 6 年度はそれぞれに 2 校を対象にモデル事業を実施いたしました。令和 7 年度、今年度につきましてはそれぞれ 8 校を対象として実施をしております。希望するすべての医療的ケア児が利用することができるよう、対象校の拡大を目指して参ります。表の右に参考といたしまして、特別支援学校に配置している看護師の全数を記載しております。ご参考にお願いします。

2、専門性の向上についてです。特別支援学校教諭等免許状の保有率 100%に向けまして、免許状未保有の教員すべてに対して、勤務校の当該障害児の免許状を取得することに加えて、他障害種の免許状の取得を促すとともに、引き続き、愛知教育大学を初め、県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、速やかな免許状取得に向けた環境づくりに努めて参ります。

3、学びの場を拡充するための施設設備等の整備についてです。三好特別支援学校の過大化による教室不足の解消のため豊田市に知的特別支援学校を設置して参ります。

また、港特別支援学校の長時間通学を解消するために、名古屋市天白区に肢体不自由特別支援学校を設置して参ります。いずれも令和 6 年度は実施設計、令和 7 年度 8 年度に建設工事を行いまして、令和 9 年度の開校を目指して参ります。

4、就労支援の実施状況についてです。平成 27 年度から配置しております就労アドバイザー、こちらは現在各地域ごとに 5 名を拠点配置しております、新たな実習先や就労先の開拓、学校と企業や関連機関との連携強化を図り、就労先のさらなる拡大と、職場定着支援の充実に向けて取り組んでおります。第 3 期の推進計画においては、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による、多様な教育ニーズへの対応を基本的な考え方として、取り組みを進めて参ります。

今後本推進計画に基づきまして、愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて取り組んで参ります。よろしくお願ひいたします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。ごめんなさい 1 点だけ、今お話の中で、令和 7 年度っていう話が出てきたんですけど、5 年、6 年度の話でよかったです。一番冒頭のところで医療的ケア児のモデル校の話の際、令和 7 年度は 8 校だという話をされていましたが。

特別支援教育課 鳥居主査

失礼いたしました。資料の 5、6 年度の数字が誤っております。令和 6 年度が 2 校、令和 7 年度今年度が、8 校となっております。申し訳ございませんでした。訂正お願いします。

鈴木会長

そうすると、そこから下の部分は、令和 5 年度、6 年度の数字でよろしいですか。

特別支援教育課 鳥居主査

それ以降の（2）以降の5年度6年度はこのままの実績のご報告となりますので、お願いします。

鈴木会長

分かりました、ありがとうございます。それでは報告事項4の方へ移りたいと思います。よろしくおねがいいたします。

<あいち障害者雇用総合サポートデスクについて>

愛知県労働局就業促進課 石井主査

労働局就業促進課石井です。資料9 あいち障害者雇用総合サポートデスクについてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

1.サポートデスクの概要ですが、愛知県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の課題に応じて対応する企業向けの相談窓口となっております。サポートデスクでは、企業に対して地域を越えて、就労支援機関と連携をしながら、障害者の受け入れ準備の支援から雇い入れ後の定着支援まで切れ目のない支援を行うことにより、県内の障害者雇用と職場定着のさらなる促進を図っております。

2.主な事業内容といたしまして、企業相談窓口の設置運営では、企業の相談内容を聞き取りまして、受入準備支援であれば他社の雇用事例の紹介や採用後の助成金のこと、また、障害者雇用に対して具体的なイメージが持てるよう、就労支援機関や他の企業で実際に働く姿を見学していただくためのコーディネートなどを行っております。2つ目に、採用活動の支援であれば、障害特性に合った求人募集に関する提案であったり、職場実習の推進を図るため、就労支援機関へ実施を受け入れる企業情報をホームページ上で提供などをしております。3つ目、職場定着支援にあたっては、企業だけでは対応が難しい課題や、問題に対して地域の就労支援機関との連携を推奨し、企業と地域の就労支援機関の橋渡しを行っていくところになります。

相談内容については、主な要件3つになりますが、事業といたしまして、就労支援者の養成では、就労支援者等、地域の支援機関の方や、障害就業・生活支援センターの職員など、スキルアップ研修であったり、企業内でともに働く担当者の方を、企業内援助者として養成する研修を実施しております。

次に、雇用率向上ワークショップでは、企業間の横展開による法定雇用率向上に向けた交流勉強会を開催しており、本年度につきましては、建設業、医療業を対象として実施していく予定となっております。

次に、あいちジョブコーチの派遣では、職場定着支援においてご相談いただきました企業の課題や問題に対して解決するため、愛知県で要請した支援員をあいちジョブコーチと称

しまして、現場へ派遣をしているところになります。

今年度より新たな取組といたしまして、特定短時間雇用の創出では、特定短時間雇用を始めとする障害者の多様な働き方を企業にご紹介させていただきまして、雇用につなげる取組を企業訪問により実施をしております。また、ハローワーク等をはじめとする地域の支援機関と連携をし、地域の障害者とのマッチングの支援も行います。

愛知労働局実施とありますが一体となって行っている取組としまして、就労継続支援事業所等の就労支援としまして、就労継続支援事業所等を対象といたします、一般就労に必要な知識を身につけていただくためのセミナーであったり、就労継続支援事業所のうち一般就労を目指す求職者がいる事業所と企業とのマッチングの支援などを行っております。

3.利用実績ではありますがご覧の通り、前年実績では7,444件となっており、令和元年5月開設以降利用実績は年々増加しているところとなります。

駆け足ですが、資料の説明は以上でございます。

鈴木会長

ありがとうございます。続きまして報告事項の5、よろしくお願ひいたします。

<就労選択支援の指定について>

障害福祉事業所支援室 事業所指導第一グループ 鈴木主査

障害福祉事業所支援室の事業所指導第一グループ鈴木と申します。私の方からは、報告事項5、就労選択支援の指定について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

配布資料の21ページ資料10をご覧ください。就労選択支援につきましては、今年度10月から新しく開始するサービスとなります。

まずは、左側の人員基準につきましては職員の配置、それから従業者の人員配置要件、それから就労選択支援員につきましての資格要件は記載のとおりとなっております。なお、就労選択支援員の資格要件につきましては経過措置がございますのでこちらの方で就労選択支援員とみなすというところがあります。こちらは国の基準のままという形になっております。

続きまして右側の設備基準についてです。こちらにつきましては、国の方にも確認をして、就労選択支援専用のスペースが必要であるということを確認しております。他の県内の指定権者様とも調整をして、県内の事業者の皆様には、できる限り負担のないような設定を検討させていただきました。その結果、具体的には記載をさせていただきましたが、上から2つ目の訓練作業室、こちらにつきましては、専用の訓練作業室、いわゆる就労選択支援の専用の訓練作業室が必要になります。就労選択支援につきましては、最低定員が10名となっておりますので、定員掛ける2平米必要ということで20平米、最低定員10名ならば20平米以上必要という形をとらせていただきました。それ以外の事務室、多目的室、

相談室、洗面所、便所につきましては、既存の施設と兼ねることも可能としております。具体的には右下の平面図例がございまして、例えばB型の事業所でありますと、そこで就労選択支援をしたいとなった場合には、B訓練作業室の下のところに点線があります。この部分だけは就労選択支援として、専用の作業室を設けていただきたいと思っております。

続きまして、1枚めくっていただきまして22ページご覧ください。運営基準につきましては先ほど申し上げたとおり定員は10名以上となります。実施主体の方につきましても、こちらの計5点、記載のとおりの主体が考えられる部分になりますと、要件の方も就労選択支援の実施主体につきましては、就労移行支援または就労継続支援に係る事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものというところが要件となつて参ります。

続きまして左下の指定前の事前評価についてです。こちらにつきましては本県では事業者が地域から期待される役割を果たすことが重要であり、その中立性や公平性という観点から、指定に当たりまして、原則、協議会または市町村の評価を求めるをお願いしております。なお2点目に記載の通り、ただし、すでに協議会に参画している事業者につきましては、評価を必須としないこととしている、ということで、まずは所在の市町村に相談するよう案内をさせていただいております。具体的にはその次のページにつけさせていただきました23ページの縦型になりますけれども、就労選択支援評価書、参考様式という形ではありますが、こちらをすでに市町村の方に対して配布しております、これを参考に評価を実施していただくようお願いをしております。なお、この部分につきましては、地域性の部分もありますので、他の指定権者、名古屋市さんや岡崎さん、他の指定権者につきましてはこの部分のやり方は、指定権者によって異なる部分がありますが、愛知県が指定権者となる市町村につきましては、以上のような進め方をさせていただいております。

22ページのほう戻りまして右側の指定までのスケジュールということで記載をさせていただいております。現在ホームページでは、専用のページを開設してご案内をさせていただいておりまして、ちょうど今、③番のところに向けて各事業者様の方もご準備をいただいているところになります。10月1日の事業開始となりますと、8月10日までに指定申請書をご用意いただきましてご提出いただき審査を進めていくという形になります。

続きまして3番目の就労選択支援の開所見込みになります。こちらにつきましては就労選択支援、管内県所管の就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に対しまして、その就労選択支援の実施の意向調査を、実施させていただきました。その結果今年の10月の指定につきましては28事業所が開所の意向があるということで、回答を確認しております。下の表に、実施予定事業所数とその内、令和7年10月からの予定数ということでまとめております。地域によって、差がある部分もありますけれども、例えば一番上の名古屋・尾張中部と、西三河南部東は0となっておりますが、この部分につきましては、名古屋・尾張中部は名古屋市の部分は含まれていない形になりますと、西三河南部東につきましては岡崎市も圏域として入っていますが、岡崎市は岡崎市が指定権者となりますので、その部分は、

こちらの調査の対象から外れておりましたので、0という形にはなっておりません。一応、国の通知にもありますが、近くに就労選択支援事業所がない場合には、既存の移行支援事業所の就労アセスメントでも可能という案内が出ておりますので、それに沿って進めていく形になります。

私の方からは以上になります。

鈴木会長

はい、報告事項ありがとうございました。報告事項が1から5までございました。時間がもうほとんど過ぎてしまっているんですが、どうしてもご質問ご意見等ありましたら1、2点お伺いしたいと思います。

はい、手嶋委員お願いします。

手嶋委員

時間が押してるところ申し訳ございません。2点お願いをしたいと思います。

特別支援の教育推進計画の資料8のところで、連続性のある多様な学びの充実というところで、支援情報の引継率を丁寧に報告いただいております。私大学の教員の立場からしますと、今後、医療的ケアのお子さん含め、特別支援学校に関わっている児童生徒さんにとっても、大学進学は当然選択肢となる時代になってきています。そうなってきますと、大学側からしますと、特にどういった合理的配慮が必要なのか引き継ぎが非常に重要になって参ります。ですので、学校様から、特に大学等の進学希望の方に引継ぎが始まるのか始まらないのか、どれぐらいあるのかを、報告いただけすると良いのではないかということが1点です。

もう1点が、就労選択支援の件です。これ行政としては縦割り調査になってしまるのは仕方ないのかなと思いますが、これとは違う例ですけども恵の虐待の件は、市町村のデータを全部集めて最終的に総合的に見なければいけない。例えば、就労に関して見ると、居住地と勤務地は当然違ってくるのが私たちの今の暮らしになってきます。そうなるとこの市ではこうだけれども、この市ではこうだというところが、就労選択をする際に、自分が勤務したいところ、就職したいところによって対応が変わってくるのは非常に混乱するのではないかと思います。具体的に揃えろということを言ってるわけではなく、調査報告いただく際には、可能な限り他の市町等が、どういった状況なのかも、分かる範囲で合わせていただけると、企業側は助かるかなのではないかと思いました。以上です。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。他に、よろしかったでしょうか。時間の都合で、慌てさせてしまったので申し訳なかったですが、何かありましたらまた、事務局等の方にお問い合わせをいただいたりということで、お願ひできればと思います。

本日以上もちまして議事はすべて終了になりますので、司会を事務局にお返ししたいと思います。

すみません、石田委員よろしくお願ひします。

石田委員

すみません。自閉症協会の石田です。

この議題とはちょっと関係ないことにはなるんですけど、この皆さんの中でお話させていただきたいことがありますて、今回の参議院選挙のところで、ある政党の方が大きく議席を伸ばされて、その中で発達障害が存在しないんじゃないかみたいな発信がありまして、当協会の関連団体の方からも声明の方出さしていただいているんですけど、今日この会の時間もとても有意義な時間になっていると思うんですけど、それは多分当事者だったり、ご家族の目線になって皆さんのがいろいろやっているおかげかなと思いますので、今後、政治的なことを言うつもりはないんですけど、この場がきちんと公平に保たれるように、皆様のご尽力賜りたいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。各団体色々なご意見をお持ちかなと思いますけども、今後ともそのあたり含めて取り回ししたいと思います。

<閉会>

事務局

鈴木会長、議事の取り回しありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては長時間にわたり本当に熱心なご協議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事録につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきまして、ご確認をお願いしたいと思っております。その後ホームページに掲載させていただく予定でございますので、ご了解いただきますようにどうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。